

## <非公募とする理由>

### ①札幌市社会自立センター

札幌市社会自立センター(以下「社会自立センター」という。)は、作業能力はあるものの、対人関係、健康管理等の事由により、一般企業に就労できない知的障がいのある方を雇用し、生活指導、健康管理等に配慮した環境の下で社会的自立を促進することを目的として設置された施設であり、この目的を達成するために、就労継続支援事業を実施している。

社会自立センターにおいて適切なサービスを提供していくためには、利用者の障がい特性上、利用者施設職員との間に継続的な人的信頼関係が必要不可欠となる。

このため、指定管理者が良好な管理を継続している場合において、指定管理者を変更することは、社会自立センターの設置目的を達成する上で重大な支障となるおそれがある。

現在の指定管理者である社会福祉法人札幌親会による社会自立センターの管理運営については、利用者アンケートの調査結果が良好であることのほか、安定して高い利用率を有していることなど、適切な管理運営を行っているものと認められる。

以上から、社会自立センターについて、公募によることなく、社会福祉法人札幌親会に対し指定管理者の申込みを求めることとした。

### ②札幌市第二かしわ学園

札幌市第二かしわ学園(以下「第二かしわ学園」という。)は、主に知的障がいのある方に対し、個別の能力にあった作業・日常生活・文化活動等を通して生活の充実を図るとともに、社会的自立を促進することを目的として設置された施設であり、この目的を達成するために、生活介護事業を実施している。

第二かしわ学園において適切なサービスを提供していくためには、利用者の障がい特性上、利用者施設職員との間に継続的な人的信頼関係が必要不可欠となる。

このため、指定管理者が良好な管理を継続している場合において、指定管理者を変更することは、第二かしわ学園の設置目的を達成する上で重大な支障となるおそれがある。

現在の指定管理者である社会福祉法人北海道社会福祉事業団による第二かしわ学園の管理運営については、利用者アンケートの調査結果が良好であることのほか、安定して高い利用率を有していることなど、適切な管理運営を行っているものと認められる。

以上から、第二かしわ学園について、公募によることなく、社会福祉法人北海道社会福祉事業団に対し指定管理者の申込みを求めることとした。

### ③札幌市あかしあ学園

札幌市あかしあ学園(以下「あかしあ学園」という。)は、主に知的障がいのある方に対し、個別の能力にあった作業・日常生活・文化活動等を通して生活の充実を図るとともに、社会的自立を促進することを目的として設置された施設であり、この目的を達成するために、生活介護事業及び就労継続支援事業を実施している。

あかしあ学園において適切なサービスを提供していくためには、利用者の障がい特性上、利用者施設職員との間に継続的な人的信頼関係が必要不可欠となる。

このため、指定管理者が良好な管理を継続している場合において、指定管理者を変更することは、あかしあ学園の設置目的を達成する上で重大な支障となるおそれがある。

現在の指定管理者である社会福祉法人北海道社会福祉事業団によるあかしあ学園の管理運営については、利用者アンケートの調査結果が良好であることのほか、安定して高い利用率を有していることなど、適切な管理運営を行っているものと認められる。

以上から、あかしあ学園について、公募によることなく、社会福祉法人北海道社会福祉事業団に対し指定管理者の申込みを求めることとした。